

北海道札幌西陵高等学校いじめ防止基本方針

1 北海道札幌西陵高等学校いじめ防止基本方針

近年、いじめは多種多様化し、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに深く傷つき、不登校や自殺に及ぶ生徒もあり、いじめの問題への対応は学校として大きな課題となっている。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送ることができるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見、早期解決を図るために「北海道札幌西陵高等学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

- いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。生徒に対してもいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

- いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。
- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者等に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
 - インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謔中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
 - 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織「いじめ防止委員会」及び「いじめ対策委員会」で情報共有して対応する。
 - 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」とい。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者等との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめに対する基本的な考え方

以下の認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者等、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

- ・「いじめは絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要な課題」

4 いじめの構造・態様・動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。

(2) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊びぶりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

(3) いじめの動機

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きすり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）

- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まつた学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
そのため、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ防止に向けた取組推進

いじめ防止の指導体制・組織的対応を推進するために、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用する。

(2) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を次のとおりとする。

別紙1 ※いじめ防止委員会の設置

また、年間を通してのPDCAサイクルを次のとおりとする。

	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者等や地域との連携
通年の取組	いじめ防止委員会 いじめ対策委員会 ※いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」の活用	教育相談部 ・教育相談（自主・依頼） ・生徒に対する広報活動 ・教職員に対する情報掲示 生徒指導部 ・ネットパトロール（月2回実施）	生徒、保護者等への定期的な「いじめ防止基本方針」の周知 学校ホームページへの「いじめ防止基本方針」の掲載	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A	「学校いじめ防止基本方針」の内容確認	教育相談の手法を取り入れた学級・学年づくり	生徒・保護者等への相談窓口の周知 入学式・P T A総会等での「学校いじめ防止基本方針」の内容確認
5月		全教職員による実態把握と取組の実施		いじめ把握のためのアンケート①
6月		いじめ防止委員会	Hyper-QU①（全学年） 個人面談週間	第1回西理野地区関係団体連絡協議会
7月		アンケート結果を踏まえた取組検討会議	学校祭に向かう取組	学校評議員会①
8月		校内研修		三者面談
9月				
10月		全教職員による実態把握と取組の実施	Hyper-QU②（1・2年生） 個人面談週間	いじめ把握のためのアンケート② 第2回西理野地区関係団体連絡協議会
11月		いじめ防止委員会		
12月		アンケート結果を踏まえた取組検討会議		学校評議員会②
1月		校内研修		三者面談
2月				第3回西理野地区関係団体連絡協議会
3月				学校評議員会③

(3) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下のとおりとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

6 いじめの予防

- (1) 日常の授業における指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくり
 - ・ボランティア活動の充実による思いやりのこころの育成と自己有用感の涵養
- (3) 教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施（個人面談週間を5月、10月に実施）
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」やHR等におけるネットモラル教育の充実

- (6) 保護者等・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校の情報発信の促進
- (7) 特に配慮の必要な生徒に対する支援の充実
 - ・発達障がいを含む障がいのある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒等に対する適切な支援
- (8) 関連法令に基づいた対応の徹底
 - ・学校いじめ防取組止基本方針の再点検、生徒理解を深める取組の点検
 - ・学校いじめ対策組織の実地調査、管理職等へのヒアリングの実施
 - ・再発防止に向けた重点対策と集中的取組
 - ・「いじめ・見逃し・ゼロ」の徹底
- (9) 教職員の指導力向上に向けた研修の実施
 - ・管理職を対象とした事例検討
 - ・生徒指導担当教員を対象とした「いじめ対応」に関する研修
 - ・SOSの出し方教育、自殺予防教育に関する研修
- (10) いじめ未然防止・SOSの出し方・自殺予防
 - ・生徒が主体となつたいじめ防止の取組
 - ・SOSの出し方、自殺予防に関する学習指導の継続的実施
 - ・ICTを活用した心理状況の把握

7 いじめの早期発見

- (1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。別紙2「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン
別紙3参照
- (3) 教室・家庭でのサイン
別紙4参照
- (4) 相談体制の整備
 - ・保健相談室による教育相談（自主・依頼）の実施
 - ・相談窓口の設置・周知（生徒指導部長）
 - ・外部の相談機関の紹介
 - ・スクールカウンセラーの活用
- (5) 定期的調査の実施
 - ・いじめアンケートの実施（6月、10月）
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

8 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
 - ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守

り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、ともに考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・暖かい人間関係をつくる

イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許さないという毅然とした態度で、いじめている生徒に、他人の痛みを考え、直ちにその行為をやめるように強く指導を行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は懲戒を加える

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、いじめを絶対に許さないという意思を持たせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成するための指導を行う。

- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

(3) 保護者等への対応

ア いじめられている生徒の保護者等に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるよう配慮する。

- ・いじめられている生徒の立場に立ち、じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して十分な理解を図る
- ・親子のコミュニケーションや家族のサポートなどの協力を求める
- ・学校への不信感をもたれないよう誠実に丁寧に対応する

イ いじめている生徒の保護者等に対して

事実を確認したら速やかに面談し、詳細について丁寧に説明する。

- ・生徒や保護者等の心情に配慮する
- ・いじめられている生徒の心情を理解してもらう
- ・行動が変わるためには保護者等の協力が必要であることを理解してもらう

ウ 保護者等同士が対立する場合など

保護者等同士が対立する場合に、教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・生徒が置き去りにならないよう配慮する
- ・学校に対する保護者等の思いを丁寧に聴く
- ・場合によっては教頭が直接保護者と面談を行う
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

学校だけで解決が困難な場合、情報の交換だけではなく、一体的な対応を行う。

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者等への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ウ 福祉関係機関との連携
- ・家庭での養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- エ 医療機関との連携
- ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言
- オ 専門家との連携
- ・いじめ問題緊急支援チームによる支援強化
 - ・SCと連携したアセスメントによる支援強化
 - ・自殺予防検討会による自殺事案対応の改善

9 ネットいじめへの対応

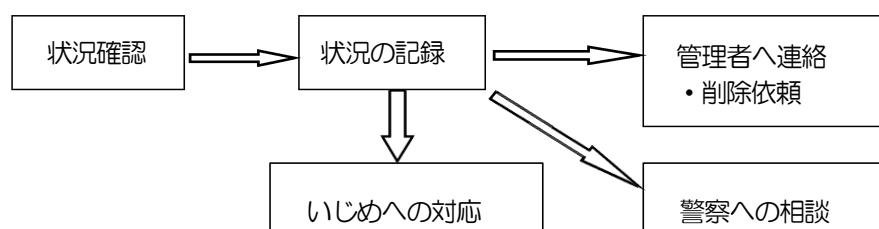
ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(1) ネットいじめの予防

- ア 保護者等への啓発・協力依頼
- ・インターネット・スマートフォン等の使用に関する保護者等の見守り
 - ・フィルタリング
- イ 情報教育の充実
- 教科「情報」やHR等におけるネットモラル教育の充実
- ウ ネット社会についての講話・研修会の実施（保護者等・教員、生徒）

(2) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
- ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの情報
 - ・道教委ネットトラブル未然防止のためのネットパトロールによる情報
 - ・学校独自の定期的なネットパトロールによる情報
- イ 不当な書き込みへの対処



10 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

・年間の欠席が30日程度以上の場合

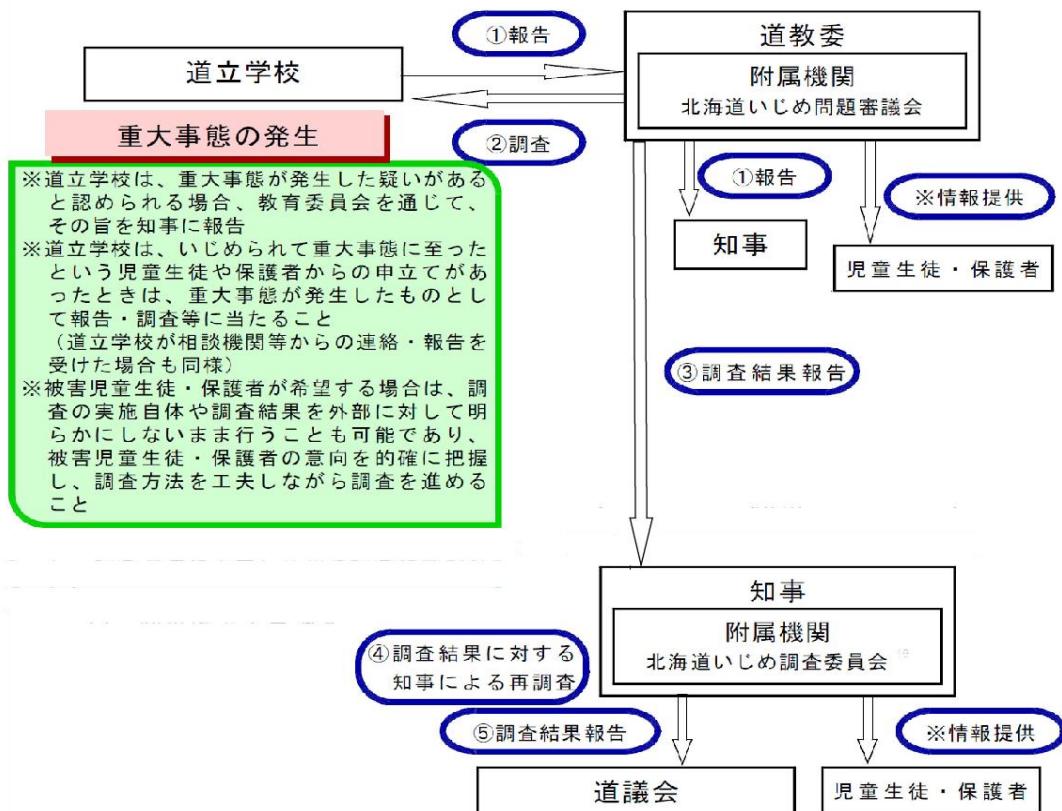
・連續した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委に報告するとともに道教委が設置する重大事態調査のための組織に協力し解決にあたる。

道立学校における対処

○ 重大事態の発生と調査



○ 生徒やその保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

○ ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。

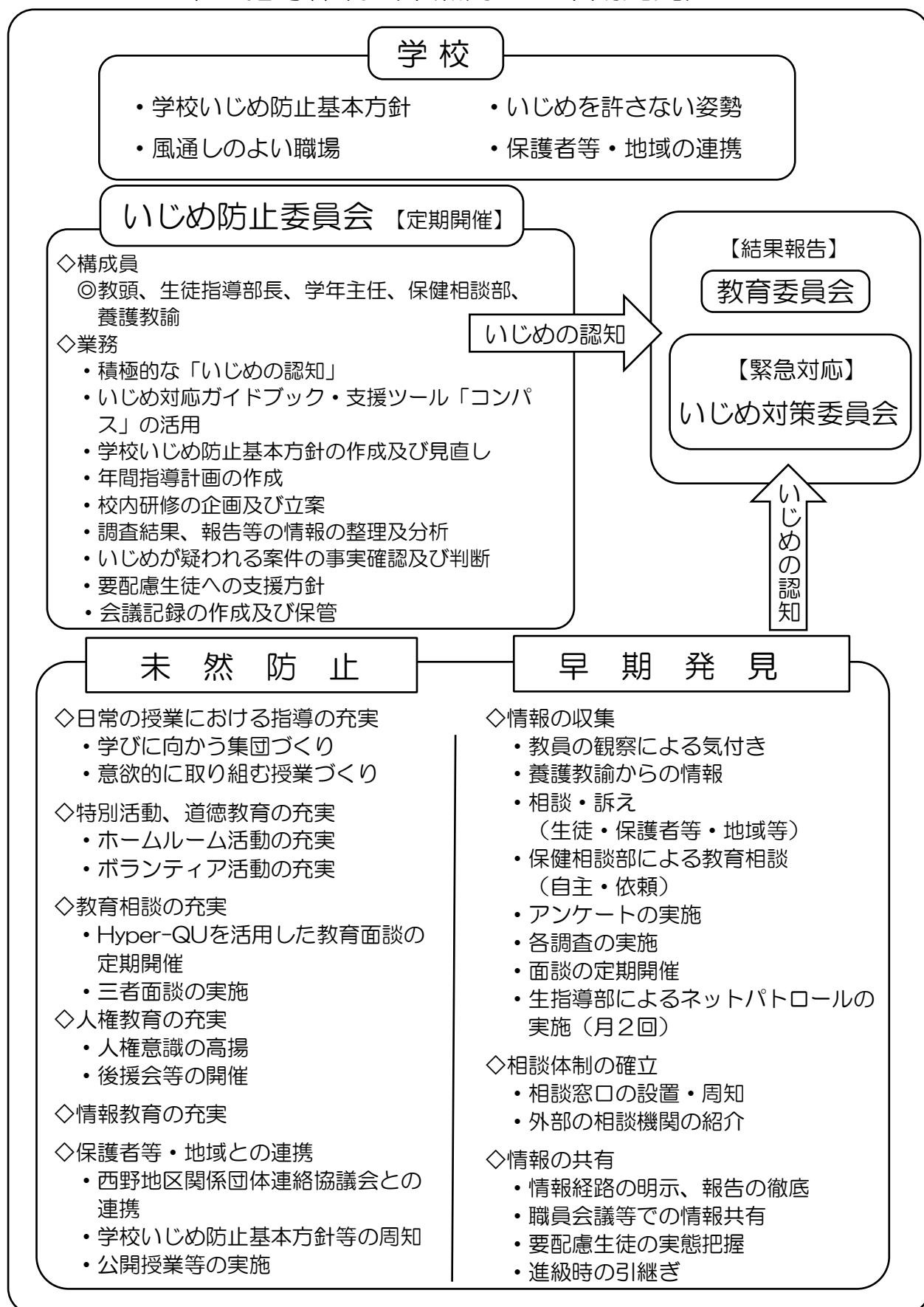
○ 情報提供については、いじめを受けた生徒やその保護者等に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。

○ この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、道立学校や道教委が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

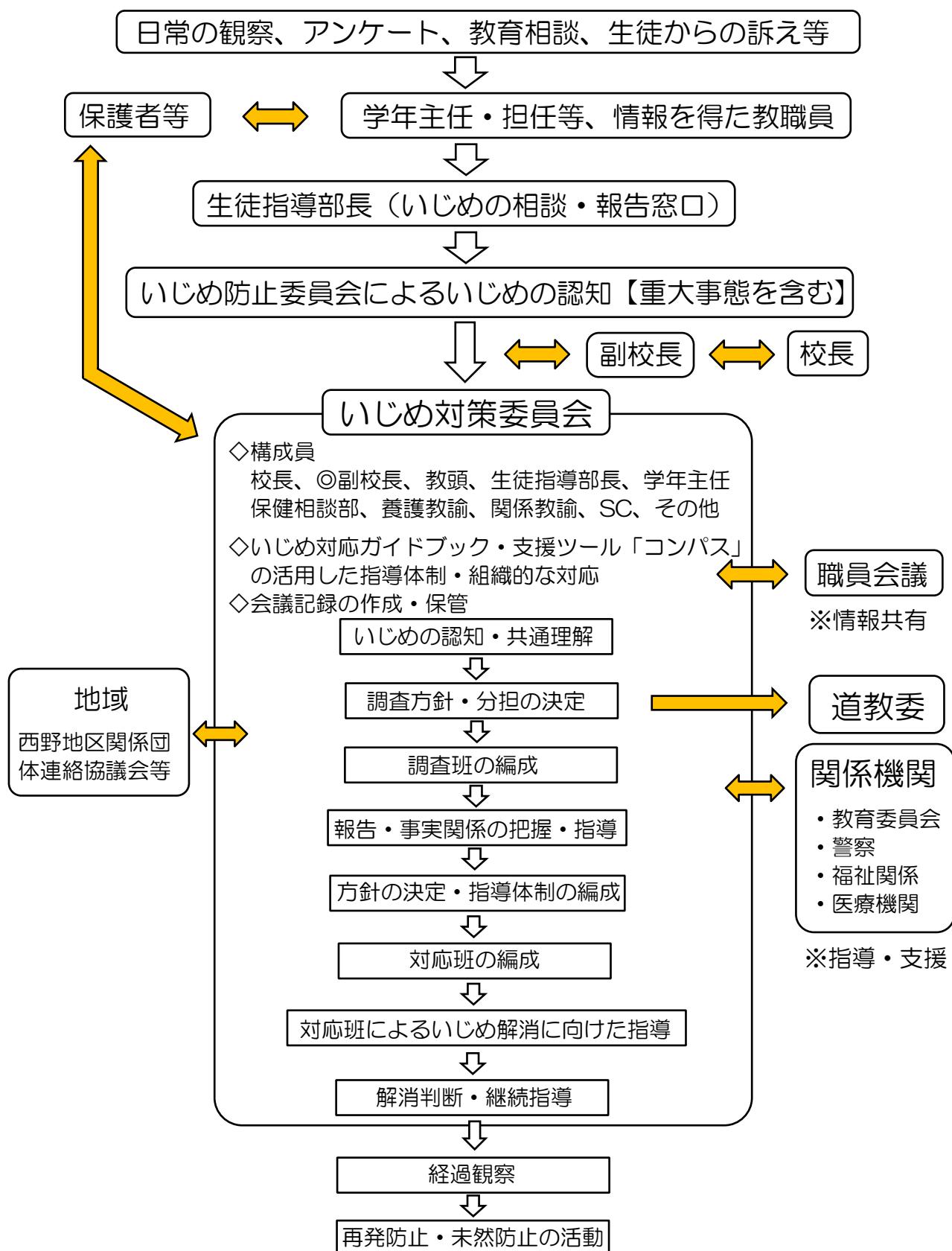
○ 道教委は、この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備する。

○ 道立学校や道教委は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を觀察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる
 - 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
 - 何か起こると特定の生徒の名前が出る
 - 筆記用具等の貸し借りが多い
-
- 壁等にいたずら、落書きがある
 - 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる
 - 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
 - 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
 - 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
 - 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
 - 不審な電話やメールがあったりする
 - 遊ぶ友達が急に変わる
 - 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
-
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
 - 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
 - 登校時刻になると体調不良を訴える
 - 食欲不振・不眠を訴える
-
- 学習時間が減る
 - 成績が下がる
-
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
 - 自転車がよくパンクする
 - 家庭の品物、金銭がなくなる
 - 大きな額の金銭を欲しがる

北海道札幌西陵高等学校「いじめ防止基本方針」改訂箇所（12月21日改定）

5 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ防止に向けた取組推進

いじめ防止の指導体制・組織対応を推進するために、いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用する。の項目を追加

(2) 日常の指導体制の年間を通してのPDCAサイクルの表 を年間の計画として業務内容等を見直し、再構成

7 いじめの早期発見

(4) 相談体制の整備

・保健相談部による教育相談（自主・依頼） の項目を追加

別紙1 業務内容等を見直し、表全体を再構成

別紙2 対応の流れをフローチャート形式にして表全体を再構成